

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2019年度第6回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項：1

口語詩句奨学生は当財団理事会が定める月間規定数以上の作品投稿が奨学生の義務であるところ、この義務を怠った場合、翌月以降の奨学金給付を停止する。

提案事項：2

初回給付停止となった当該口語詩句奨学生が月間規定数以上の作品投稿義務を履行した後、奨学金給付再開について理事会承認を得られた場合、理事会承認月の翌月以降に奨学金給付を再開することができる。

提案事項：3

別紙事務局報告のあった口語詩句奨学生に対し、上記事項について通知し、奨学生がすみやかに作品投稿義務を履行した場合、提案事項1によらず、奨学金給付継続ができるものとする。

提案事項：4

別紙事務局報告のあった建築奨学生に対し、本人確認のうえ、2019年10月より奨学金給付を停止する。

提案事項：5

理事会決議があったものと看做される日を2019年9月10日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2019年9月10日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 9名 監事総数 2名

2019年9月4日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2019年9月10日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般財団法人法第96条(定款第32条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第1号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があつたとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、次に署名する。

2019年9月10日

一般財団法人佐々木泰樹育英会理事長
佐々木泰樹